

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年10月20日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.159】

政府は「革マル派の動向に重大な関心を持ち実態解明に努める」と答弁！

10月1日付で自民党・佐藤勉衆議院議員（北関東比例・栃木4区・元国家公安委員長）が提出した「JR総連及びJR東労組への革マル派の浸透に関する質問主意書」に対し、菅内閣は10月12日に以下の政府答弁を閣議決定した。「No.157」に掲載している質問主意書の内容と対照していただきたい。

1について

お尋ねについては、個人に関する情報であることから、答弁は差し控えたい。

2及び3について

お尋ねについては、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であることから、答弁は差し控えたい。

4及び5について

御指摘の国家賠償請求訴訟は、全日本鉄道労働組合総連合会（以下「JR総連」という。）ほか27名が、司法警察員による捜索差押許可状の請求及び執行並びに裁判官による同許可状の発付が違法であるとして、国及び東京都に対し、損害賠償等を請求した事案を指すものと思われるが、その原告の中に田城郁という氏名の者が含まれていることは承知している。同訴訟の第一審判決では、原告らの請求には理由がないとして、請求をいずれも棄却しており、原告らは同判決を不服として控訴したが、控訴審判決では、控訴をいずれも棄却した。現在、JR総連、財団法人日本鉄道福祉事業協会及び株式会社鉄道ファミリーの三名が上告中であり、原告田城郁ほか24名の請求については、控訴審判決が確定している。この第一審判決では、御指摘の被疑事件の被疑者名義の預金口座から、「原告JR総連執行委員の原告田城個人名義の口座への入金も行われていたことが判明した。」との事実が認定され、控訴審判決でもこれが維持されているが、その金額や使途については言及されていないものと承知している。

6について

政府としては、日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派（以下「革マル派」という。）の動向について重大な関心を持ち、革マル派の実態解明に努めるとともに、刑罰法令に触れる行為があると認める場合等には、引き続き、厳正に対処していくこととしている。

臨時国会でのJR革マル派浸透問題の徹底追及に期待！

残念ながら、JR総連組織内の田城郁参議院議員と革マル派との関係、日本鉄道福祉事業協会のS元理事長らを被疑者とする業務上横領被疑事件での田城議員に対する家宅捜索の事実関係などについては、政府は「個人に関する情報」「個別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関わる事柄」として答弁を避けたが、警察の捜索が不当だとする国家賠償請求訴訟の原告に田城議員が含まれていること、S元理事長名義の口座から田城議員の個人名義の口座に入金があったこと、さらに、国賠訴訟では田城議員ら原告の控訴が棄却され判決が確定したことを認めた。そして政府は、革マル派に対し「動向に重大な関心を持ち、実態解明に努め、刑罰法令に触れる行為があると認める場合等には厳正に対処していく」との姿勢を明らかにした。8月3日の衆議院予算委員会で、自民党平沢勝栄議員はJR総連・東労組への革マル派浸透問題を厳しく追及したが、第176回臨時国会でも、この政府答弁書とも関連して徹底追及が進むことを大いに期待したい。JR総連はもちろん、公人である田城議員は、この問題について説明責任を果たす義務があるはずだ。